

安全計画

児童デイサービスさんこま

1. 安全計画について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「通所支援基準」という。）に基づき全ての事業所等は、令和5年4月より当該事業所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。（設備運営基準第6条の3第1項、通所支援基準第40条の2第1項）
よって、事業所の設備の安全点検の実施に関する事、従業者や児童に対し、事業所内の支援時はもちろん、散歩等の事業所外活動時や、車両での運行時（送迎、ドライブ等）など事業所外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実に行うための従業者への研修や訓練に関する事などを計画的に行うため、一般社団法人三陸駒舎が運営する児童デイサービス さんこま（以下「事業所」という）は安全計画を策定する。

2. 安全点検

（1）施設・設備・施設外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月
重要点検箇所	・施設内設備 ・備品 ・施設外環境	・施設内設備 ・備品 ・送迎車両	・施設内設備 ・備品
月	7月	8月	9月
重要点検箇所	・施設内設備 ・備品 ・施設外環境	・施設内設備 ・備品 ・送迎車両	・施設内設備 ・備品 ・消防設備

			<ul style="list-style-type: none"> ・防災設備 ・BCP の備蓄の確認
月	10月	11月	12月
重要点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内設備 ・備品 ・暖房器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内設備 ・備品 ・送迎車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内設備 ・備品 ・施設外環境
月	1月	2月	3月
重要点検箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内設備 ・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内設備 ・備品 ・送迎車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内設備 ・備品 ・施設外環境

(2) 指針、マニュアルの策定・共有

分野	策定期	見直し(再点検)予定期	掲示・管理場所
自然災害発生時における業務継続計画(BCP)	令和6年3月	都度	事業所HP・事業所
感染症発生時における業務継続計画(BCP)	令和6年3月	都度	事業所HP・事業所
非常災害対策計画	令和2年12月	都度	事業所HP・事業所
感染症の予防及びまん延の防止のための指針	令和2年2月	都度	事業所HP・事業所
事故・緊急時等対応マニュアル	平成30年4月	都度	事業所HP・事業所
防犯対策マニュアル	令和5年10月	都度	事業所HP・事業所

身体拘束等の適正化のための指針	令和5年3月	都度	事業所 HP・事業所
ハラスメント防止対策の指針・マニュアル	令和3年10月	都度	事業所 HP・事業所
虐待防止に関する指針	令和3年10月	都度	事業所 HP・事業所
苦情・相談対応マニュアル	平成30年3月	都度	事業所 HP・事業所
衛生管理対策・感染症対応マニュアル	平成30年3月	都度	事業所 HP・事業所

3. 児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（施設内の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

- ・戸外活動時の交通安全
- ・避難訓練で災害に対する理解を深め、速やかに避難行動できるようにする。

(2) 保護者への説明・共有

安全計画及び安全に関する取組の内容について、HP に掲示し、取組内容の周知を図る。

4. 訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取り組み

月	4月～9月
避難訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練（地震、火災、水害のいずれかを想定） ・防犯訓練（不審者対応） ・感染症が発生した場合を想定した訓練
その他※1	<ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルに基づいた訓練

月	10月～3月
避難訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練（地震、火災、水害のいずれかを想定） ・防犯訓練（不審者対応） ・感染症が発生した場合を想定した訓練
その他※1	<ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルに基づいた訓練

※1 「その他」…「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED の使用等）、送迎時における注意事項訓練等

（2）訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
感染症対応	児童発達支援管理責任者・従業員
送迎車の安全管理	新入職員

（3）職員への研修・講習（社内実施・外部実施を明記）

【事業所内】・感染症対策・身体拘束、虐待防止・自然災害対策

【外 部】・その他

（4）行政等が実施する訓練・講習スケジュール

・地域消防団の実地訓練

5. 再発防止策の徹底

障がいにおける特性（言動、気持ち）の理解とヒヤリハット事例とあわせて分析をミーティング時に行う。

6. その他の安全確保に向けた取組

自治会との連絡連携。

SNS や HP を活用し事業所の活動の情報発信を行う。

令和5年4月1日より施行